

審 査 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第8条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者（委任先） : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第14条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備 考 :